

## 中長期的視点に立った経営を

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、健やかに輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年は、1,000年に一度ともいわれる巨大地震、東日本大震災が発生しました。

地震の規模は、気象庁観測史上最大のマグニチュード9、最大津波高15.8m、最大遡上高40.4mと、どれをとっても想定をはるかに超えるものでした。この地震による津波で535平方キロメートルが浸水し、4割超が浸水深2メートル以上、被災建物は22万棟、うち全壊は12万棟に及びました。被害総額は、16兆9,000億円で、建築物の被害が10兆4,000億円と最も大きくなっています。

そして、東日本大震災とねじれ国会の影響で、税制抜本改革を盛り込んだ「平成23年度税制改正法案」は、その多くの事項が見送りとなりました。実現した大きな改正としては、法人税率の30%から25.5%への引き下げ(国税と地方税を合わせた実効税率で40%から35%への引き下げ)ですが、大震災の復興財源確保のための「復興特別法人税」が導入されたことから、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の実効税率は38%と、2ポイントの軽減に止まります。

一方、見送りとなった事項は、所得税の課税強化(給与所得控除の縮減・成年扶養親族の扶養控除の廃止)、相続税の課税強化(基礎控除の引き下げ・超過累進税率の強化)、贈与税における相続時精算課税制度の適用要件の緩和(贈与者の年齢制限の緩和・受贈者の孫への拡大)等が挙げられます。

これら平成23年度税制改正における積残し事項については、今後、税制抜本改革の一環として検討していくことになりましたが、課税の適正化等の観点から特に緊要な事項については、平成24年度における厳しい財政事情も踏まえつつ、平成24年度税制改正大綱に盛り込まれました。

その1つは、所得税における給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額の245万円の上限設定です。

さて、当法人といたしましては、今年もお客様へ幅広いサービスを提供していきたいと考えております。特に今年は、それぞれのお客様の情報を基に、今取り組まなければならない重要テーマを見出し提案させていただきたいと考えております。

具体的には・・・

### I. 後継者の育成

中小企業白書によれば、中小企業の廃業のうち、後継者の不在を理由とする廃業が約4分の1を占めています。又、(株)東京商工リサーチの「後継者教育に関する実態調査」によれば、20年以上前は経営者の地位を親族が承継する比率は90%程度でしたが近年は60%程度に低下しており、「事業承継対策」の重要性が増大しています。又、後継者の育成には5年から10年はかかることから早めの取り組みが重要となります。

承継後の経営を安定させるためには、「人の承継」「資産の承継」「経営資源の承継」を上手に行うことが大切です。

## II. 自社株の相続税対策

業績が良く、純資産(資産－負債)の大きい法人の経営者(株主)の方にとっては、自社株の相続税対策が大変に重要となります。自社株は、相続税の財産評価のしくみの関係上、利益と純資産が大きければ莫大な評価となる場合があります。しかし、自社株は、上場株式と異なり、相続税の納税資金の確保のため譲渡するということは基本的に困難で、相続税の納付に窮することが少なくありません。50代後半から60代の経営者にとっては、早急に取り組むべき非常に重要なテーマといえます。

自社株対策としては、以下のような方法が考えられます。

- ① 平成21年度税制改正で導入された「相続税の納税猶予制度」の活用
- ② 連年贈与
- ③ 相続時精算課税制度を適用しての贈与
- ④ 役員退職慰労金等を活用した評価引き下げ

## III. 社長からの借入金や社長に対する未払金が膨らんでいる場合の相続税対策

資金繰りの厳しい時期があり、社長からの借入金や社長に対する未払金が膨らんでいる法人も少なくありませんが、この借入金や未払金は、社長の側から見ると「金銭債権」となり、社長に相続が発生した場合は、額面通りの金額が相続財産として相続税の計算に取り込まれることとなります。しかし、現実的にこのような債権は、法人の資金繰りの関係から一般的に回収することは難しく、実質的な財産価値はあまりないともいえます。それでも、相続税は容赦なくかかってくることとなります。

これらの債権は、以下のような方法により計画的に減らしていくことが大切です。

- ① 役員報酬を減らし金銭債権を優先的に回収
- ② 債権の放棄
- ③ 債権の資本金への組み換え

## IV. リスクに対する備え

法人の計算書類(決算書)を見ますと、「保険料」や「保険積立金」等の金額が0円又はごく少ない金額しか計上されていない場合があります。企業経営には、いろいろなリスクが付きものです。保険を上手に活用する必要があります。

保険は、法人で契約することにより、毎期の決算において損金に算入することができ、節税対策になる他、将来の役員退任慰労金の準備や万が一の場合の補償として大変効果的です。保険には、以下のような種類があります。

生命保険としては、「養老保険」「終身保険」「定期保険」「変額保険」「医療保険」「三大疾病保障保険」「所得補償保険」「個人年金保険」等、損害保険としては、「火災保険」「地震保険」「自動車保険」「PL保険」「運送保険」「個人情報漏えい保険」等があります。これらの保険を必要に応じて上手に組み合わせることが重要です。

ご質問等がございましたら、お気軽に当事務所の担当者までご連絡ください。

今年も、当法人におきましても役職員一人ひとりが気を引き締め、より皆様のお役に立てるよう尚一層の努力をしていく所存ですので、どうぞよろしくお願いたします。

(代表社員 清野隆俊)